

臨床検査技師等に関する法律に基づく立入検査の 東京都と政令市との協力体制に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第20条の5第1項の規定による保健所を設置する市の長（以下「市長」という。）が行う衛生検査所への立入検査に関し、東京都知事（以下「都知事」という。）が協力して実施することにより、行政の的確かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）政令市

地域保健法（昭和22年法律101号）第5条第1項のその他の政令で定める市をいう。

（2）特別監視指導

法第20条の5第1項の規定に基づく立入検査のうち、東京都が実施する精度管理調査の成績に問題のあった衛生検査所に対する改善の指導及び改善計画の報告の徴収をいう。

（監視指導）

第3 監視指導のうち、特別監視指導については、都知事と市長とが協力して実施する。

2 監視指導の具体的な実施方法等については、別に定める衛生検査所監視指導実施要領によるものとする。

（都と市の協力体制）

第4 第3の規定にかかわらず、都知事及び市長は、特に必要と認める場合には、協力して監視指導を実施することとする。

（費用負担）

第5 「衛生検査所精度管理都区市合同監視指導専門委員会」に出席した場合の専門委員の報酬、旅費等については、東京都の負担とする。

2 政令市内の衛生検査所における法第20条の5第1項の規定に基づく立入検査のための報酬、旅費等については、政令市の負担とする。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。